

阪神北公民連携スキルアップセミナー等実施業務 公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

人口減少や少子高齢化等の地域課題の解決を図るためには、行政だけでなく、NPO や地域団体による自発的な取組が重要であるが、阪神北☆夢づくり応援事業採択団体等が今後も自立して活動を継続するためには、構成員の高齢化や活動のマンネリ化といった課題に対応し、運営基盤の強化を図る必要がある。

このため、地域活動団体のみならず、行政や地域活動に関心を持つ学生との公民連携を深めながら、地域課題の解決を図る報告・交流会を実施するとともに、活動団体同士の交流・ネットワークの充実・強化と地域住民の参画による新たな活動への発展につなげるシンポジウムを開催することとし、この業務を委託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するための企画提案を募集する。

2 公募型プロポーザルの概要

阪神北公民連携スキルアップセミナー等実施業務を委託するにあたり、効果的な企画及び実施手法について提案を受ける。

詳細は、別添「仕様書」のとおり。

3 委託条件

（１）委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

（２）委託料

金 3, 0 0 0, 0 0 0 円を上限とする。（消費税含む）

（３）契約保証金

兵庫県財務規則第 100 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。

ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証原本を委託者に提出する場合は、全部又は一部を免除する。

（４）業務の適正な実施に関する事項

受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。

受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に監理すること。

（５）契約の解除

ア 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。

イ 上記アにより契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

4 応募資格

民間企業、NPO 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

（１）事業を適切に遂行するに足る能力を有する法人又は法人以外の団体であること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、応募書類の受付期間において受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。
 - (6) 業務の実施にあたり、委託者との打合せ等に適切に対応できること。
 - (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。
 - (8) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。
 - (9) 兵庫県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (10) 本プレゼンテーション及びその後の委託契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。
- ※ 1 事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記の資格を満たさなければならない。

5 応募

(1) 参加申請

本プロポーザルに参加意思がある場合は、令和 7 年 7 月 23 日（水）17 時までに電子メールにより事務局まで、応募申請書（様式 1）を提出すること

※ 参加申請後、応募を辞退する場合は、電子メールにより事務局まで連絡すること

(2) 募集期間

令和 7 年 7 月 17 日（木）～令和 7 年 7 月 31 日（木）15 時まで

(3) 事務局の名称・所在地

兵庫県 阪神北県民局 県民躍動室 県民課
〒665-8567 兵庫県宝塚市旭町 2-4-15
電話 0797-83-3137 FAX 0797-86-4379
メール hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp

(4) 応募図書及び部数

- ア 応募申請書（様式 1）・・・・・・・・・・・・・・・・・正 1 部・副 9 部
 - イ 提案者概要（様式 2）・・・・・・・・・・・・・・・・・10 部
 - ウ 類似業務受託実績（様式 3）・・・・・・・・・・・・・・・・・10 部
 - エ 企画提案書（様式 4）・・・・・・・・・・・・・・・・・10 部
 - オ 経費積算見積書（様式 5）・・・・・・・・・・・・・・・・・10 部
 - カ スケジュール（様式 6）・・・・・・・・・・・・・・・・・10 部
 - キ 誓約書（様式 7）・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部
 - ク 誓約書（様式 8）・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部
 - ケ 添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各 1 部
- (ア) 定款又は寄付行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
 (イ) 登記簿謄本（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から 3 ヶ月以内のもの）
 (ウ) 県税（全税目）に滞納がないことを証する書類（兵庫県下の県税事務所が発行する「納税証明書（3）」）（提出の日において発行から 3 ヶ月以内のもの）
 (エ) 会社概要等、応募者の概要が分かる書類

(オ) 申請日が属する会計年度の前年度決算書類(事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等)
※ 審査の必要上、後日、追加資料の提出を求める場合がある。

(5) 提出方法

持参又は郵送により上記(3)ア～ケを令和7年7月31日(木)15時(必着)までに提出すること。

※持参の場合、受付は土日・祝日を除く各日の9時から15時(12～13時を除く)とする。

(6) 提出先

上記(2)に同じ

(7) 内容についての質問等

ア 下記フォームより、令和7年7月23日(水)15時までに提出すること

【質問フォーム】

<https://forms.office.com/r/s8XXNy93ps>



イ 回答は、令和7年7月25日(金)までに兵庫県ホームページにて回答する。(関係者などへの確認を要するため期限までに回答できないものは、その旨連絡する。)

(8) その他

ア 応募図書の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。

イ 応募図書は本公募型プロポーザルの審査のためにのみ使用する。

ウ 応募図書の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。

エ 応募図書は非公開とする。

オ 提出された応募図書は、審査結果にかかわらず返却しない。

6 審査等

(1) 審査方法

ア 「阪神北公民連携スキルアップセミナー等実施業務に係るプロポーザル審査委員会」において、提出された応募図書を基に審査の上、受託者を選定する。

イ 審査は、プレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査は令和7年8月7日(木)に実施予定であり、応募者へは別途通知する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容
事業の理解度	本事業の趣旨や内容を十分理解しているか。
事業の企画力	行政、地域活動団体、企業及び学生等による公民連携を深めつつ地域課題の解決につながる効果的・独創的な企画、実施方法となっているか。
実現可能性・経費	適切な実施手順、スケジュール(業務計画)となっているか。経費見積は妥当か。
遂行能力	提案内容を確実に履行できる能力を有し、必要な実施体制を確保しているか。類似業務実績の有無等。
総合評価	取組意欲や特に優れた点があるか。

(3) 審査結果の通知

審査結果は採否にかかわらず、応募者全員に対して、書面により通知する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

- ア 「4 応募資格」に該当しない場合
- イ 要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 応募図書に虚偽の記載を行った場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

(5) 採択の取り消し

応募図書に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す場合がある。

7 事業報告等

- (1) 委託事業終了後は、事業実績報告書を県に提出する。
- (2) 事業実施の進捗状況については、上記以外にも随時報告を求める場合がある。

8 その他

- (1) 委託者は、受託者と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。
この協議・調整において、委託者と受託者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 受託者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を委託者に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び仕様書に従うこと。
- (3) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。

9 参考（今後のスケジュール）

内 容	期 日
参加申請	令和7年7月17日（木）～7月23日（水）17時まで
募集期間	令和7年7月17日（木）～令和7年7月31日（木）15時まで
質問受付期間	令和7年7月23日（水）15時まで
プレゼンテーション審査	令和7年8月7日（木）
受託者決定	令和7年8月下旬（予定）